

令和元年 夏期観光安全対策重点施策

匝 瑳 市

海水浴場の開設の可否にかかわらず、匝瑳市夏期観光安全対策本部を設置し、関係機関・関係団体等の協力を得て、海岸線の事故防止対策、環境衛生対策及び防犯対策を重点的に実施する。

1 期 間

令和元年7月15日（月）～8月15日（木） 32日間

2 事故防止対策

- (1) 堀川浜の他、市内海岸に遊泳禁止看板、避難場所誘導看板を設置する。
- (2) 市内海岸線に赤旗を約200メートル間隔で設置し、遊泳禁止区域での事故防止に努める。
- (3) 期間中7月15日（月）～8月15日（水）まで職員による海岸パトロールを実施し事故防止に努める。

3 環境衛生対策

海の家及び民宿等の協力を得てごみ処理を適切に行ってもらうとともに、ごみの持ち帰り看板を設置する。（堀川浜）

4 防犯対策

- (1) 匝瑳警察署、防犯指導員の協力を得て、海岸線及び危険海域（遊泳禁止区域等）のパトロールを実施し、防犯対策に努める。
- (2) 青少年の非行防止についても関係団体の協力を得て、非行防止及び事故防止に努める。

5 その他

- ◎ 防災行政無線による周知・ホームページへの掲載